

第 35 回生涯教育講座

「高齢者の人権を守るとは」

齋藤 正彦 先生（東京都立松沢病院）

【質問】

成年後見制度の功罪，代諾者不在の問題に悩む一臨床医です。憲法第 25 条を基軸に考え直すことの意義を学びました。他方，当事者との利益相反のない公的な代諾システムについてお訊ねしたく存じます。そのような公的システムの具体的な構想を補足いただけますでしょうか。公的な代諾システムが有効に機能するためには，事例の個別性に対応するかなりの柔軟性とシステムとしての強固さが求められるように思われます。この二面性はどのように歩み寄るのでしょうか。システムが強固になると柔軟性を抑圧するよう感じられます。システムの主体である公とは国家でしょうか。国家であれば，国家が個人の権利にどれだけ介入可能とお考えでしょうか。

【回答】

講義の中で私自身が『公的な代諾者』という言葉を使ったかもしれませんが，私の主旨は，意思決定のプロセスに参加する利益相反の無い人（機関）という意味です。誰かに法的に代諾『権』を与えてしまうと，それは，拒否権につながり，医療者が提供しようとする治療を門前払いで拒否する人が出てくる可能性があるかと危惧するからです。国連安保理のようなものです。

現在の日本社会には，認知症の高齢者に限らず，家族機能の崩壊した，あるいは不十分な人というのがたくさんいると思います。例えばひとり親世帯の母子，障害を持つ子供や成人，あるいはホームレスや貧困者などです。

私のアイディアは，地域に常設のソーシャルワークセンターを設置し，そこに所属するソーシャルワーカーが地域内で支援を必要とする人を継続的に支援するということです。継続的に支援する人が言えば，いざという時の意思決定支援にも躊躇なく参加できます。このアイディアは，すべての人に居場所を提供するという福祉の根本にも通じます。前提条件として，ソーシャルワーカー，PSW 等の職業を医療機関や役所から独立した職業として育てる必要があります。現在，東京の福祉事務所の大半は，窓口には非常勤職員を並べ，実際の支援は，貧困ビジネスを行う組織に公然と下受けさせるというようなことをしています。そうならないような工夫が必要です。人を支援するシステムの柔軟性を担保するには，その機関の高いモラルが必要で，それを醸成するには，仕事に関する徹底した情報公開が必要でしょう。モチベーションの高い SW，PSW を育てることと，この支援の質を高めることは，いわば鶏と卵です。道のりは遠いのですが，これができなければどんな制度を作ってもそれを必要とする人にサービスを配ることはできません。僕はもう年を取りすぎましたが，若い皆さんが頑張ってくださいることを期待しています。